

議案第 2 4 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則を教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり臨時代理により処理する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会規則第 5 号

調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の 一部を改正する規則

次の各号に掲げる規則の規定中「，費用弁償及び期末手当」を「等」に改める。

- (1) 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 4 年調布市教育委員会規則第 8 号）第 11 条
- (2) 調布市文化財保護条例施行規則（平成 19 年調布市教育委員会規則第 4 号）第 19 条
- (3) 調布市郷土博物館顧問設置規則（昭和 49 年調布市教育委員会規則第 5 号）第 5 条
- (4) 調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則（昭和 60 年調布市教育委員会規則第 9 号）第 5 条

附 則

この規則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 令和4年12月23日教育委員会規則第8号 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により、同項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 調布市教育委員会（以下「委員会」という。）は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。 2 委員会は、前項の規定により協議会を置く場合は、協議会を置こうとする学校に対してその旨を通知するものとする。 (学校運営に関する基本的な方針の承認) 第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1) 学校経営計画に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うとともに、当該方針を委員会に報告するものとする。 (学校運営等に関する意見の申出) 第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。）について、当該職員	○調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 令和4年12月23日教育委員会規則第8号 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により、同項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 調布市教育委員会（以下「委員会」という。）は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。 2 委員会は、前項の規定により協議会を置く場合は、協議会を置こうとする学校に対してその旨を通知するものとする。 (学校運営に関する基本的な方針の承認) 第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1) 学校経営計画に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うとともに、当該方針を委員会に報告するものとする。 (学校運営等に関する意見の申出) 第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。）について、当該職員

改正後	改正前
の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を経由するものとする。 3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。 （学校運営等に関する評価） 第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。 （住民の参画の促進等のための情報提供） 第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。 2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を積極的に提供するように努めるものとする。 （1） 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること。 （2） 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 （運営状況の報告） 第7条 協議会は、毎年度、協議会の会議（以下「会議」という。）の開催状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならない。 （委員の任命） 第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により委員会が任命する。 （1） 保護者 （2） 地域住民	の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を経由するものとする。 3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。 （学校運営等に関する評価） 第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。 （住民の参画の促進等のための情報提供） 第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。 2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を積極的に提供するように努めるものとする。 （1） 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること。 （2） 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 （運営状況の報告） 第7条 協議会は、毎年度、協議会の会議（以下「会議」という。）の開催状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならない。 （委員の任命） 第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により委員会が任命する。 （1） 保護者 （2） 地域住民

改正後	改正前
(3) 対象学校の地域学校協働本部地域コーディネーター (4) 対象学校の校長 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者 2 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、必要に応じて新たな委員を任命するものとする。 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。 (守秘義務等) 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 2 委員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。 (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。 (任期) 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬) 第11条 委員の報酬は、調布市非常勤職員の報酬<u>等</u>に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。この場合において、1年度当たり12,000円を上限として報酬を支給するものとする。 (会長及び副会長) 第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。	(3) 対象学校の地域学校協働本部地域コーディネーター (4) 対象学校の校長 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者 2 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、必要に応じて新たな委員を任命するものとする。 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。 (守秘義務等) 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 2 委員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。 (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。 (任期) 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬) 第11条 委員の報酬は、調布市非常勤職員の報酬、<u>費用弁償及び期末手当</u>に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。この場合において、1年度当たり12,000円を上限として報酬を支給するものとする。 (会長及び副会長) 第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

改正後	改正前
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議及び議事)	2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議及び議事)
第13条 会議は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。 (会議の公開)	第13条 会議は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。 (会議の公開)
第14条 会議は、公開とする。ただし、個人に関する情報を含む場合その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じるおそれがある場合は、協議会の判断により非公開とすることができる。 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (研修)	第14条 会議は、公開とする。ただし、個人に関する情報を含む場合その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じるおそれがある場合は、協議会の判断により非公開とすることができる。 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (研修)
第15条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。 (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)	第15条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。 (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)
第16条 委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。 2 委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。 (委員の解任)	第16条 委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。 2 委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。 (委員の解任)

改正後	改正前
第17条 委員会は、委員本人から辞退の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。 (1) 第9条の規定に違反した場合 (2) 心身の故障その他やむを得ない理由により職務の遂行に支障を来たす場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合 2 委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。 (委任) 第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和6年3月29日教委規則第5号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>	第17条 委員会は、委員本人から辞退の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。 (1) 第9条の規定に違反した場合 (2) 心身の故障その他やむを得ない理由により職務の遂行に支障を来たす場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合 2 委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。 (委任) 第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

調布市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市文化財保護条例施行規則 平成19年 3 月20日教育委員会規則第 4 号 改正 令和 2 年 1 月24日教委規則第 1 号 令和 3 年 3 月31日教委規則第 5 号 令和 4 年 3 月31日教委規則第 3 号 調布市文化財保護条例施行規則 調布市文化財保護条例施行規則（昭和40年調布市教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。 （趣旨） 第 1 条 この規則は、調布市文化財保護条例（平成18年調布市条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （指定に係る同意書の提出） 第 2 条 条例第 4 条第 2 項（条例第26条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、調布市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）の指定について同意した者、調布市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）の指定について同意した者又は調布市指定史跡、調布市指定旧跡、調布市指定名勝若しくは調布市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）の指定について同意した者は、同意書（第 1 号様式）を調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 （指定書又は認定書） 第 3 条 条例第 4 条第 5 項（条例第26条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財に係るものにあつては第 2 号様式によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては第 3 号様式によるものとする。	○調布市文化財保護条例施行規則 平成19年 3 月20日教育委員会規則第 4 号 改正 令和 2 年 1 月24日教委規則第 1 号 令和 3 年 3 月31日教委規則第 5 号 令和 4 年 3 月31日教委規則第 3 号 調布市文化財保護条例施行規則 調布市文化財保護条例施行規則（昭和40年調布市教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。 （趣旨） 第 1 条 この規則は、調布市文化財保護条例（平成18年調布市条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （指定に係る同意書の提出） 第 2 条 条例第 4 条第 2 項（条例第26条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、調布市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）の指定について同意した者、調布市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）の指定について同意した者又は調布市指定史跡、調布市指定旧跡、調布市指定名勝若しくは調布市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）の指定について同意した者は、同意書（第 1 号様式）を調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 （指定書又は認定書） 第 3 条 条例第 4 条第 5 項（条例第26条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財に係るものにあつては第 2 号様式によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては第 3 号様式によるものとする。

改正後	改正前
る。 2 条例第20条第2項又は第4項の規定により、調布市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては第4号様式による認定書を、当該保持団体に対しては第5号様式による認定書をそれぞれ交付するものとする。 （指定書等の再交付） 第4条 調布市指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が、指定書又は認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（認定書）再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。 （指定書等の書換え） 第5条 条例第7条(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)、条例第9条（条例第29条において準用する場合を含む。）又は条例第35条の規定による届出（条例第7条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第35条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第22条の規定による届出（保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体の認定書をその届出に係る書面に添えて委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。 （台帳） 第6条 委員会は、条例に基づき指定した文化財に係る記録を保存するため、台帳を備えるものとする。 2 前項に規定する台帳には、その付属資料として指定した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。 （管理責任者の選任等の届出） 第7条 条例第6条第3項（条例第29条及び第36条において準用する場合を	る。 2 条例第20条第2項又は第4項の規定により、調布市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては第4号様式による認定書を、当該保持団体に対しては第5号様式による認定書をそれぞれ交付するものとする。 （指定書等の再交付） 第4条 調布市指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が、指定書又は認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（認定書）再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。 （指定書等の書換え） 第5条 条例第7条(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)、条例第9条（条例第29条において準用する場合を含む。）又は条例第35条の規定による届出（条例第7条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第35条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第22条の規定による届出（保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体の認定書をその届出に係る書面に添えて委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。 （台帳） 第6条 委員会は、条例に基づき指定した文化財に係る記録を保存するため、台帳を備えるものとする。 2 前項に規定する台帳には、その付属資料として指定した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。 （管理責任者の選任等の届出） 第7条 条例第6条第3項（条例第29条及び第36条において準用する場合を

改正後	改正前
含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、第7号様式によるものとする。	含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、第7号様式によるものとする。
(所有者の変更等の届出)	(所有者の変更等の届出)
第8条 条例第7条第1項(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、第8号様式によるものとする。	第8条 条例第7条第1項(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、第8号様式によるものとする。
2 条例第7条第2項(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、第9号様式によるものとする。	2 条例第7条第2項(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、第9号様式によるものとする。
(滅失等の届出)	(滅失等の届出)
第9条 条例第8条(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、第10号様式によるものとする。	第9条 条例第8条(条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、第10号様式によるものとする。
(所在の場所の変更の届出)	(所在の場所の変更の届出)
第10条 条例第9条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき又は変更したときの届出は、第11号様式によるものとする。	第10条 条例第9条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき又は変更したときの届出は、第11号様式によるものとする。
(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)	(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)
第11条 条例第9条ただし書(条例第29条において準用する場合を含む。)に規定する市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第11条 条例第9条ただし書(条例第29条において準用する場合を含む。)に規定する市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1) 条例第10条第1項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合	(1) 条例第10条第1項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合
(2) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合	(2) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合

改正後	改正前
(3) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合 (4) 条例第16条第1項及び第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による委員会の勧告を受けて行う出品又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合 (5) 条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合 (6) 前各号に該当する場合のほか、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、1月を超えない場合 2 条例第9条ただし書（条例第29条において準用する場合を含む。）に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合とする。 （耐用年数） 第12条 条例第13条第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により、委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあっては10年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあっては30年、その他の文化財にあっては20年とする。 （現状変更等に係る許可申請等） 第13条 条例第14条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定により、市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者（以下本条において「許可申請者」という。）は、第12号様式による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図	(3) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合 (4) 条例第16条第1項及び第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による委員会の勧告を受けて行う出品又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合 (5) 条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合 (6) 前各号に該当する場合のほか、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、1月を超えない場合 2 条例第9条ただし書（条例第29条において準用する場合を含む。）に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合とする。 （耐用年数） 第12条 条例第13条第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により、委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあっては10年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあっては30年、その他の文化財にあっては20年とする。 （現状変更等に係る許可申請等） 第13条 条例第14条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定により、市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者（以下本条において「許可申請者」という。）は、第12号様式による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図

改正後	改正前
(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図 (3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料 (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、第13号様式による所有者の現状変更等についての承諾書 (5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、第13号様式による管理責任者の現状変更等についての承諾書 2 条例第14条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく第14号様式による現状変更等の着工（完了）届を委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。 （維持の措置の範囲）	(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図 (3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料 (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、第13号様式による所有者の現状変更等についての承諾書 (5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、第13号様式による管理責任者の現状変更等についての承諾書 2 条例第14条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく第14号様式による現状変更等の着工（完了）届を委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。 （維持の措置の範囲）
第14条 条例第14条第2項（条例第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。 (2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置をとるとき。 (3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、	第14条 条例第14条第2項（条例第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。 (2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置をとるとき。 (3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、

改正後	改正前
当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 (修理の届出)	当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 (修理の届出)
第15条 条例第15条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、第15号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。 (1) 修理に係る仕様書及び設計図 (2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図 (保持者等に係る届出)	第15条 条例第15条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、第15号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。 (1) 修理に係る仕様書及び設計図 (2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図 (保持者等に係る届出)
第16条 条例第22条に規定する委員会規則で定める理由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。 (2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 2 条例第22条の規定による保持者又は保持団体に係る届出は、次の各号に掲げる届出の理由の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき 第16号様式 (2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき 第17号様式 (3) 保持者が死亡したとき 第18号様式 (4) 保持団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき 第19号様式 (5) 保持団体の構成員に異動を生じたとき 第20号様式 (6) 保持団体が解散したとき 第21号様式 (市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)	第16条 条例第22条に規定する委員会規則で定める理由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。 (2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 2 条例第22条の規定による保持者又は保持団体に係る届出は、次の各号に掲げる届出の理由の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき 第16号様式 (2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき 第17号様式 (3) 保持者が死亡したとき 第18号様式 (4) 保持団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき 第19号様式 (5) 保持団体の構成員に異動を生じたとき 第20号様式 (6) 保持団体が解散したとき 第21号様式 (市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)
第17条 条例第28条第1項の規定による市指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は、第22号	第17条 条例第28条第1項の規定による市指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は、第22号

改正後	改正前
様式によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。 (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図 (2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図 (3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が、所有者以外の者であるときは、第13号様式による所有者の現状変更等についての承諾書 (4) 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、第13号様式による管理責任者の現状変更等についての承諾書 (土地の所在等の変更届)	様式によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。 (1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図 (2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図 (3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が、所有者以外の者であるときは、第13号様式による所有者の現状変更等についての承諾書 (4) 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、第13号様式による管理責任者の現状変更等についての承諾書 (土地の所在等の変更届)
第18条 条例第35条の規定による市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、第23号様式によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が、土地の分筆等によるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。 (報酬等)	第18条 条例第35条の規定による市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、第23号様式によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が、土地の分筆等によるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。 (報酬等)
第19条 調布市文化財保護審議会の委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、調布市非常勤職員の報酬 <u>等</u> に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。 (標識等の管理)	第19条 調布市文化財保護審議会の委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、調布市非常勤職員の報酬、<u>費用弁償及び期末手当</u> に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。 (標識等の管理)
第20条 条例第48条の規定により、標識又は説明板を管理する者（以下本条において「標識等の管理者」という。）は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。 2 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。	第20条 条例第48条の規定により、標識又は説明板を管理する者（以下本条において「標識等の管理者」という。）は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。 2 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
(雑則) 第21条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 (調布市文化財保存費補助規則の廃止) 2 調布市文化財保存費補助規則（昭和33年調布市教育委員会規則第14号）は、廃止する。 附 則（令和2年1月24日教委規則第1号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日教委規則第5号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月31日教委規則第3号） この規則は、令和4年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和6年3月29日教委規則第5号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>	(雑則) 第21条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 (調布市文化財保存費補助規則の廃止) 2 調布市文化財保存費補助規則（昭和33年調布市教育委員会規則第14号）は、廃止する。 附 則（令和2年1月24日教委規則第1号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日教委規則第5号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月31日教委規則第3号） この規則は、令和4年4月1日から施行する。

調布市郷土博物館顧問設置規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市郷土博物館顧問設置規則 昭和49年6月29日教育委員会規則第5号 改正 昭和55年10月1日教委規則第3号 昭和61年3月31日教委規則第7号 令和2年1月24日教委規則第1号 調布市郷土博物館顧問設置規則 (設置) 第1条 調布市郷土博物館条例(昭和49年調布市条例第21号)第7条第1項の規定により、調布市郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)に調布市郷土博物館顧問(以下「顧問」という。)を置く。 (職務) 第2条 顧問は、郷土博物館事業の運営について助言する。 (委嘱) 第3条 顧問は、学識経験者のうちから、調布市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の推薦により、調布市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。 (任期) 第4条 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要ある場合は2年以内の期間を定めて委嘱することができる。 (報酬等) 第5条 顧問の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、調布市非常勤職員の報酬<u>等</u>に関する条例(昭和31年調布市条例第23号)の定めるところによる。 (委任)	○調布市郷土博物館顧問設置規則 昭和49年6月29日教育委員会規則第5号 改正 昭和55年10月1日教委規則第3号 昭和61年3月31日教委規則第7号 令和2年1月24日教委規則第1号 調布市郷土博物館顧問設置規則 (設置) 第1条 調布市郷土博物館条例(昭和49年調布市条例第21号)第7条第1項の規定により、調布市郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)に調布市郷土博物館顧問(以下「顧問」という。)を置く。 (職務) 第2条 顧問は、郷土博物館事業の運営について助言する。 (委嘱) 第3条 顧問は、学識経験者のうちから、調布市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の推薦により、調布市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。 (任期) 第4条 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要ある場合は2年以内の期間を定めて委嘱することができる。 (報酬等) 第5条 顧問の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、調布市非常勤職員の報酬、<u>費用弁償及び期末手当</u>に関する条例(昭和31年調布市条例第23号)の定めるところによる。 (委任)

改正後	改正前
第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。 附 則（昭和55年10月1日教委規則第3号抄） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和61年3月31日教委規則第7号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 附 則（令和2年1月24日教委規則第1号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和6年3月29日教委規則第5号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>	第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。 附 則（昭和55年10月1日教委規則第3号抄） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和61年3月31日教委規則第7号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 附 則（令和2年1月24日教委規則第1号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 昭和60年 8 月15日教育委員会規則第 9 号 改正 令和 2 年 1 月24日教委規則第 1 号 令和 5 年 5 月24日教委規則第 8 号 調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 (設置) 第 1 条 調布市武者小路実篤記念館条例（昭和60年調布市条例第25号）第13条第 1 項の規定により，調布市武者小路実篤記念館（以下「記念館」という。）に調布市武者小路実篤記念館顧問（以下「顧問」という。）を置く。 (職務) 第 2 条 顧問は，記念館事業の運営について助言する。 (委嘱) 第 3 条 顧問は，学識経験者のうちから調布市教育委員会教育長の推薦により，調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。 (任期) 第 4 条 顧問の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。 2 委員会は，前項の規定にかかわらず，必要がある場合は，2 年以内の期限を定めて委嘱することができる。 (報酬等) 第 5 条 顧問の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は，<u>調布市非常勤職員の報酬</u>等に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。 (雑則) 第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。 附 則	○調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 昭和60年 8 月15日教育委員会規則第 9 号 改正 令和 2 年 1 月24日教委規則第 1 号 令和 5 年 5 月24日教委規則第 8 号 調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 (設置) 第 1 条 調布市武者小路実篤記念館条例（昭和60年調布市条例第25号）第13条第 1 項の規定により，調布市武者小路実篤記念館（以下「記念館」という。）に調布市武者小路実篤記念館顧問（以下「顧問」という。）を置く。 (職務) 第 2 条 顧問は，記念館事業の運営について助言する。 (委嘱) 第 3 条 顧問は，学識経験者のうちから調布市教育委員会教育長の推薦により，調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。 (任期) 第 4 条 顧問の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。 2 委員会は，前項の規定にかかわらず，必要がある場合は，2 年以内の期限を定めて委嘱することができる。 (報酬等) 第 5 条 顧問の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は，調布市非常勤職員の報酬，<u>費用弁償及び期末手当</u>に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。 (雑則) 第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。 附 則

改正後	改正前
この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和２年１月24日教委規則第１号） この規則は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和５年５月24日教委規則第８号） この規則は、令和５年５月24日から施行する。 <u>附 則（令和６年３月29日教委規則第５号）</u> <u>この規則は、令和６年４月１日から施行する。</u>	この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和２年１月24日教委規則第１号） この規則は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和５年５月24日教委規則第８号） この規則は、令和５年５月24日から施行する。